

東京都魚食普及員派遣規程

令和6年10月3日付6産労農水第1324号 制定

令和8年4月9日付8産労農水第8号 改正

(目的)

第1条 本規程は、次世代の東京産水産物の消費を担う児童等を対象に、魚食の魅力やその重要性について学び、体験する機会を確保するため東京都が認定した東京都魚食普及員（愛称：ととと先生）の学校等への派遣に際し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定の内「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校」をいう
- (2) 東京都魚食普及員 東京都魚食普及員認定要領（令和6年7月16日付6産労農水第902号）に定める「東京都魚食普及員」の認定を受けた者をいう
- (3) ととと先生 東京都魚食普及員であって、学校の依頼に基づいて学校と連携して魚食の重要性を学び、体験できる授業等を行う者
- (4) 窓口 ととと先生の派遣にあたっての申請先となる一般財団法人東京水産振興会をいう

(派遣手順)

第3条 ととと先生の派遣に係る手順は、次の各号に定める通りとする。

- (1) 毎年、年度当初に東京都よりととと先生の派遣について、チラシやホームページ等で学校向けの案内を行う
- (2) ととと先生の派遣を希望する学校は、次に掲げる事項を記載した申込書を窓口提出する
 1. 申請者の学校・団体名、所在地および担当者の連絡先
 2. 実施希望日時、場所及び受講学年・クラス・人数
 3. 実施内容（プログラム1～3から選択）
- (3) 窓口は、学校からの派遣申し込みに基づき、東京都魚食普及員の中から申し込み条件に対して適当な者を、ととと先生として申込元の学校に派遣する

(派遣申込条件)

第4条 ととと先生の学校への派遣条件は、次の各号に定める通りとする。

- (1) 派遣を希望する学校は、学校給食等で東京産水産物を使用した献立を当該年度内に少なくとも1度採用すること。
- (2) 派遣希望が応募多数の場合は、取組意欲のより高い学校を選定して派遣先を決定する。派遣先の決定方法について承知の上、申し込みを行うこと。
- (3) 授業を行う会場は、申し込みを行う学校が確保すること。会場の確保ができない場合、派遣を行わないことがある。

(授業内容)

第5条 ととと先生が行う授業内容は、次の各号に定める通りとする。

- (1) 東京都の水産業の概要
- (2) 東京都の漁業の概要
- (3) 東京産水産物の伝統食
- (4) さかなと人間と環境の循環
- (5) 魚食の魅力（さかな料理を主菜にした食事作りなど）
- (6) その他（魚食の促進のため必要と認められるもの）

(対象期間)

第6条 派遣対象となる期間は、5月上旬から翌年3月上旬までとするが、具体的な派遣期間については、毎年度東京都が行う案内に記載する。

(安全対策等)

第7条 学校は、授業に際しての事故・負傷等の責任を負うものとする。また学校は、必要な安全上の対策を事前に講じるとともに、保険の加入等により不慮の事故に備えること。

(経費)

第8条 ととと先生の派遣に際し、学校側で手配を要するものは、次の各号に定める通りとする。

- (1) 会場（該当施設の備品を含む）
- (2) その他会場の使用に付帯するもの

(報告)

第9条 ととと先生の派遣を受けた学校は、授業後に次に掲げる事項を記載した報告書により、窓口に授業等の実績を報告する。

1. 学校名及び担当者氏名
2. 受講者の感想等

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和6年10月3日から施行する。

附 則

この規定は、令和8年4月9日から施行する。